

令和元年度 第2回大阪府成年後見制度利用促進研究会 議事概要

◇日時：令和元年 10月 11日（金） 午前 10時から正午まで

◇場所：大阪赤十字会館 401 会議室

◇議題：『成年後見制度利用促進に向けたあり方』について

1. 中核機関の機能④成年後見制度利用促進機能（人材育成）

① 担い手確保

（資料1-1「第2回大阪府成年後見制度利用促進研究会」（P.2～P.3）について事務局より説明）

（資料1-2「中核機関の機能④成年後見制度利用促進機能（人材育成）について 検討のポイント」P.2からP.4について事務局より説明）

（委員）

- 参考資料1は、第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会で、河内長野市が丁寧な広報をしていると紹介したコピーである。成年後見制度は、市民に遠い存在だと捉えられており、まだまだ敷居が高い。広報かわちながのでは、市民後見人を入り口として、4ページにわたり、専門職後見人、市民後見人、成年後見制度の説明をわかりやすく丁寧にした理想的な広報である。市内に全戸配布しており、広報効果として大きい。
- 平成30年度と令和元年度を比較すると、市民後見人養成講座受講者数は若干増えているため減り続けているわけではないが、数年前と比べると減っている。その要因の一つは、市民後見人養成事業に新規で取り組む市町村がないことだと思う。H28年度あたりまでは新規事業として取り組む市町村が多かったが、平成29年度は熊取町のみ、平成30年度門真市のみ、令和元年度は参画市町村なし、令和2年度も新規に取り組む市町村はないと聞いている。大阪府内ではまだ20市町村が市民後見人養成講座に取り組んでいない。新規に市民後見人養成事業に取り組む市町村は、当然広報に力を入れるため、受講者の確保をする。そのため市民後見人養成講座に参画していない20の市町村に取り組んでもらうことが、市民後見人養成講座の受講者、市民後見人バンク登録者の増加において重要になってくると考える。
- 参考資料2は、8月28日に大阪府社会福祉協議会から大阪府に対して出した要望書である。市町村長申立における市民後見人枠を設けることを市町村に周知いただきたいという内容である。市町村長申立が全国的に増えてきており、今後も増えていくと予想される。市民後見人が受任している8割近くが市町村長申立事案である。市町村によって異なるが、市町村長申立は虐待事案等本人の生活が急迫した事案で、市民後見人には受任できない事案を中心に扱っている市町村が多い。市民後見人が受任できるような、本人の生活

が安定した人を市町村長申立でほとんど取り扱わない市もある。その結果として、市民後見人バンク登録者がいるのに、受任できる仕組みが整っていない市町村があるというのが現状である。これからの市民後見人の受任促進を考えたときに、いくつかの方策を考えられるとしても、市民後見人の8割が市町村長申立で受任している現状を考えると、今後市町村長申立の中で、市民後見人にふさわしい事案を調整していくことが有効ではないかと考える。市町村職員の立場からすると忙しくて虐待事案だけで手いっぱいだと返ってくると思うが、市民後見人枠を周知することで、意識を持ってもらうことができればと思う。

(委員)

- 確かに市町村長申立で、市民後見人枠を創設すれば、市民後見人の受任は増えると思う。市民後見人の受任を増やす方法は他にもある。困難事例においては、専門職後見人から市民後見人へのリレーを考えれば、市民後見人の受任は増加していくと考える。また待機者のいる日常生活自立支援事業においても、困難な事例でない場合、相談の段階において市民後見人のお話をしてもらうことで、市民後見人の活躍が期待できると思う。

(委員)

- 市民後見人の担い手確保の原因に、市民後見人の責任の重さがある。専門職後見人として活動していて平安無事な事案ばかりでなく、かなり重たい事案もある。各士業の先生方にも協力いただいて、監督後見人ではないが、1年間だけでも共同で後見事務をお手伝いして、受任の負担を軽減していくという体制づくりをする方が市民後見人も安心だと考える。
- 事件内容にもよるが、家庭裁判所から市民後見人に受任の推薦依頼が全くない。登録はしているが活躍できないとなると、途中で脱退される方が増え、バンク登録者が増えない。これから中核機関を設置し、成年後見制度の利用促進をしていけば、市民後見人の活躍は重要である。

(委員)

- 社会福祉協議会の広報誌に年2回掲載しているが、それでは市民後見人の担い手確保は難しい。民生委員に市民後見人の広報をチラシの一枚ものでの説明を、させていただくのだが時間が短い。事例を用い、市民後見人の仕事内容を丁寧に広報させていただければやりがい、魅力を伝えられると思う。直接、丁寧に説明して回らないとなかなか人材確保は難しい。東大阪市も3の方が受任して活動していただいている。単独受任だが社会福祉協議会がサポートするというのをもっとアピールできれば増えていくと思う。

(委員)

- 東大阪市では昨年度成年後見利用促進基本計画を策定し、その中で市民後見人を含めた

成年後見制度の利用促進が一つのテーマとして挙げられた。東大阪市も例外ではなく、H24年度から始めた市民後見人養成講座の参加者は、右肩下がりに減少している。その課題の分析をした結果、市民後見人の活動自体に興味を示す市民後見人の掘り起こしと、活躍の場が大きな課題であった。市民後見人に興味を示す市民後見人の掘り起こしに関しては、市民後見人のやりがい、魅力をPRする必要がある。先ほどご紹介にありました河内長野市の広報かわちながのはやりがいに焦点を当てた非常に良い広報だと思うので参考にさせていただく。

- 市長申立の際、事務方で後見人候補者を検討するが、市民後見人の受任要件があいまいなため、申立時に市民後見人案件としてあげづらい。できる限り明確にしてほしい。あと家庭裁判所と調整したうえで、市民後見人に受けてもらえる案件を広げてほしい。

(委員)

- 市民後見人の担い手確保で、大事なものは周知である。周知の手法と、中身の2点が重要である。オリエンテーションの参加者、バンク登録者が減少傾向という報告があったが、今年度八尾市では去年の倍以上の方にオリエンテーションに参加いただき、基礎講座もたくさんの方に受講いただいた。増加の原因は、社会福祉協議会と連携して、周知を一生懸命にやってきたからだと考えている。町会、介護予防教室等の地域の方にアウトク巡回講座で、わかりやすく成年後見制度の内容、市民後見人の活動内容について周知してきた。巡回講座の対象をもう少し増やしていけないかということで検討中である。市民後見人を成年後見制度周知の場にできないかと考えている。年齢という壁があるがたくさんの方が集まるという観点でシルバー講座や市民大学講座も新たに考えている。駅、車内広告など定期的にチェックし、チラシの補充を行った。府域全体でフリーペーパーなどを用い、統一的にスケールメリットを生かしていくのも大事だと思う。中身の話だが、当然成年後見制度のわかりやすい周知、説明も大事だが、やりがい、魅力を伝えるには、市民後見人ご自身の言葉でやりがいや実体験を伝えていくことが一番大事であると思う。
- 市町村長申立に市民後見人枠を創設したらどうかという提案だが、市町村長申立で扱うのは、虐待ケースをはじめ困難ケースに集中しがちである。やはり行政として、被後見人が成年後見制度につながった後の生活までトータルで考えてしまう。そうすると権利擁護というのは大切だが、将来的な部分まで見て成年後見制度の必要度がどれだけあるのかという観点で考えてしまう。市長申立自体で市民後見人を劇的に伸ばすのは難しい。もちろん市民後見人の制度をしっかりと職員にも周知しないといけないと考えている。

(委員)

- (資料1-2) 3ページの中に市民後見人養成にかかる制度変更という内容があり、この中で府内統一カリキュラムへ見直しがある。今年度の市民後見人養成講座の受講者にも、大阪市内の会場ではなく、岸和田市の会場まで足を運んでいる人もいる。それとオリエンテーションの段階で基礎講習、実務講習までの日程を教えてほしいという話もよく聞く。

受講者の多くは、時間をやりくりして受講している。どこでもいろんな時期に養成講座を受けることができたら、さらに受講者が増えるのではないか。

- 受任の促進だが、市町村長申立で市民後見人枠を確保すれば増えると思うが、市町村が虐待事例等の緊急事例を扱うのは仕方ない。日常生活自立支援事業利用者の判断能力の状態を注意して見極め、市町村長申立でなくとも、本人申立で成年後見制度へつなぐことで少しでも件数を上げていけるのではないかと考えている。

(委員)

- 担い手の確保についてだが、市民後見人バンク登録者の2割しか受任していない現状からすると、市民後見人の担い手は足りている。まずはバンク登録している方が受任できるようにしないと市民後見人の担い手にアピールするにも素材がない。広報するにも継続的にやっていく必要があるが、受任件数が少ないとアピールする素材自体が少なく広報が継続できない。毎回同じ素材で広報するわけにはいかないので、受任実績を増やしていくことが市民後見人の担い手確保につながると考える。
- 受任実績の関係で、市民後見人枠の話があったが、大阪市では市長申立案件を申立段階で後見人候補者をマッチングするというのを今年度から毎週やっている。大阪市では案件が毎週5件ぐらいあり、1件ぐらいは市民後見人が受任相当の案件がある。そうでなくてもまず専門職後見人が就く必要があるが、1年ぐらいたってその課題が解決したらこれは市民後見人にリレーということを申立段階で付記して申立をしている案件も5件のうち1件から3件ある。虐待事案として、私が後見人になった案件でも、私が後見人となって以降一切養護者は関与してこず、虐待案件としての対応は全く必要のない案件もある。こういった事例は市民後見人へのリレーという枠組みがあれば市民後見人にリレーしてもいいと考えている。今既に専門職後見人がついている案件からのリレーを検討すればいいが、申立の段階から最初は専門職後見人が就くけれども、半年とか1年たったところに状況確認をして、市民後見人にリレーをしていく。そして市民後見人のフォローをやっていく。そのためにも中核機関を整備していくことで申立段階から選任後のフォローなど継続的な支援をやっていける。市民後見人活性化のためにも中核機関の整備をやっていく必要がある。

(委員)

- 大阪市をはじめとして大阪府下では市民後見人養成事業を全国と比べて、早くからやってきたため、受任促進を早くってという焦りがあると思う。しかし全国的に見れば市民後見人の仕組みを作るのが大変で、これからは充実の段階であると思う。相談部署において成年後見制度につなげていくところに課題がある。地域包括支援センターなどの相談部署において、専門職後見人や市民後見人がどのように活躍しているかを知ってもらう必要がある。
- 市町村長申立で市民後見人の受任を進めていくことは、従来であれば理想的であったと

思う。市民後見人の受任調整をするときに大変な量のご本人情報が必要になる。例えば地域包括支援センターの方が支援してわかる範囲で申立をした場合、情報量がかなり少なくなってくる。御親族にどういう方がいるのか、どういう隠れた資産があるのか、どんな課題があるのかがなかなか見えてこないところがあった。よって市民後見人が受任するというのは難しかったと思う。一定市町村長申立の役割ってというのは重要な役割があったと思う。市民後見人が選任された後に行政の方が、市民後見人に対し、専門職が行う専門相談とともに支援していくことを考えると行政が申立前、そして申立後も支援していくことで十分な情報量を得られる。また支援の仕方からしても申立前そして後も支援していく方がやりやすいと思う。ただすべての申立を市町村長申立で賄いきれない場合には本人申立や、親族申立も活用すべであると思う。その時は申立に関わる人が市民後見人とはどんなものであるのか、それにどんな情報が必要かということをよく知っていることも必要である。

- 専門職後見人が受けている案件をリレーするというのは専門職としてもご本人との関係が既にできておりリレーすることに抵抗がある。リレー案件を司法書士会の中で募集をかけたが、資産がどうであっても、どういうケースであっても問題が解決していても、ご本人と関係ができていたので難しいという意見があった。やはりリレー方式は申立時からリレー方式というものを前提にやっていくことがいいと思う。
- 市民後見人が選任された後も専門職による専門相談がある。ポイントポイントで、課題がでてくれば、専門職に依頼することもできることを十分知られていない。市民後見人が一人ですべてやらないといけないというイメージを持たれていると思うので、市民後見人の活動の実態を知ってもらうことは非常に重要であると思う。
- 府民の方がどこに住んでいても市民後見人の支援を受けられるという発想のもとに、市民後見人の仕組みづくりを始まったと記憶している。地域特性があって地域でしなければならない部分は地域でやってもいいけれども、統一的なところは大阪府下で統一されるとよいと思う。どこでも参加できるようになれば、欠席しても他会場で出席できる。市民後見人養成講座を実際に受講して、生の話を聞いていただくことは非常に重要である。専門職のサポート等で責任をある程度軽減できたとしてもやはり市民後見人である以上、重い責任と役割があることは事実なので、責任を認識していただくためにも生で受講していただきたいと思う。ただ生で受講できないと今年もう登録できないということのないようにもう少し広く考えてほしい。

(事務局)

- 専門職の間で市民後見人の認知度があまり高くないということか。

(委員)

- 全員が知っているとの段階では言えない

(事務局)

- そこを広く知っていただくとリレー方式の協力も得やすくなるのか。

(委員)

- あると思う。

(委員)

- PRの件について、オール大阪でやっていくことに賛同。これまでDVD、テレビの取材、紙媒体などそれぞれの自治体等がいろんな予算を確保しながらやってきた。しかし個別に配布して終わりで、有効活用がなされていないという印象がある。市民後見人の担い手に対するPRだけでなく、市民にもPRすべきである。行政の市民課の手続きを待っているときにいろんなものが流れている。日常的に市民の目に触れるところでも広報すべきだと思う。市民後見人が選任される場合、家庭裁判所が親族に対して、後見人が市民後見人になってもよいかを事前に確認するという話を聞いたことがある。その時に市民後見人がどういうものか分からないので、専門職の方がいいとおしゃっている親族もいることを聞いたことがある。市民後見人の担い手の確保だけの面ではなく、市民みんなに知ってもらう必要がある。また新たに予算を組んでやっていくということも必要だが、既存のツールで今すぐ使えるものもたくさんあると思うので積極的に活用すべきと思う。周知を徹底し、定着させていく。非常に丁寧な地域の中でこそできることとオール大阪でやらないと周知できない部分がある。重層なPRは今すぐにできると思う。もう一度今あるものを活用することでも十分PRの体制ができると思う。
- 今は養成講座を受講するチャンスが基本的に年1回しかない。例えば保育の講座だと年2回チャンスがある。いつでも、どこでも、というのは極端だが、チャンスが増えることはいいことだと思う。市民後見人養成講座スタート時はオール大阪で同じカリキュラムでやってきた。しかし、現在大阪府域には市民後見人養成講座が三種類ある。スタート時は三種類とも国のモデル通りだったと思うが、今は大阪府の養成講座が国のモデルに近いが、大阪市、堺市がちょっと違うような形になっていると思う。カリキュラムを可能な限り統一し、スタートの機会を年2、3回に増やすことができると思う。また保育の講座だと、前年度か年度の初めに、次年度のスケジュール(受付期間や講座日程等)があらかじめ見られるような状態にある。市民後見人養成講座欠席時に相互補完についてはそれぞれの協力もいるとは思いますが、もっと事前に明快で分かりやすい入り口を提示する必要があると思う。
- 医療、介護、福祉の現場方からの成年後見制度、専門職後見人、市民後見人に対するイメージが悪い。市民後見人のイメージが悪いというのは、不正とかではなく、非常に限られた案件しか受任できないとか、あまり教育されていない素人という懸念があると現場の人は言う。事案の要件だが、大阪市のマッチング会議も市長申立に限ったわけではなく、本人申立、親族申立も含め、まずは市民後見人が受任できないかという観点でマッチング

を行っている。その結果として、例えば虐待案件なので、専門職がいいではないとか、そういった議論に移っていく。マッチング時に第一優先で市民後見人と考えてマッチングするのとしないのと大きく違いがでてくると思う。大阪市が作られた市民後見人事案チェックリストや家庭裁判所から出されている本人情報シート等、すでにあるものを必要に応じリニューアルしたり、これまでの実績も踏まえて、市民後見人相当事案がどういった事案であるのかということについて、具体的にイメージできるようにすることが必要である。ただ中核機関など仕組みがないとそれを生かすことができないと思う。市民後見人に関してだが、専門相談で、今は一字一句一緒に書面を書き、大阪府域では統一して丁寧にサポートしている。

- 市町村長申立以外でも本人の情報が入るようになっていたので、今までだったら被後見人の情報がないので市町村長申立の方がいいということがあった。しかし今は本人情報シートを介護・医療・福祉の現場の相談員に回答いただけるようならば市町村長申立で市町村の職員がご本人に1, 2回あって苦労して書くよりは、ご本人との関係で支援されているチームから情報を入れていただくことで、本人申立、親族申立でも十分にマッチングできる環境になりつつあると思っている。

② 受任の促進

(資料1-1「第2回大阪府成年後見制度利用促進研究会」(P.4)について事務局より説明)

(資料1-2「中核機関の機能④成年後見制度利用促進機能(人材育成)について 検討のポイント」P.4からP.7について事務局より説明)

(委員)

- 大阪市のマッチング会議では後見人候補者を市民後見人でいけないかということをも考えられている。リレー案件とした時には、大阪市では家庭裁判所に出すソーシャルレポートのなかで、なぜリレーをせざるをえなかったのかを付記し、専門職後見人が半年以内に調査的をやったり、問題解決したりして、半年後か一年後に事案を再度マッチング会議に上げるようにしている。マッチング会議で再検討する時期まで明確に書き、家庭裁判所に提出するということをやっている。問題点が改善されれば市民後見人が受任できそうだと終わらせない。リレー方式に関して大阪市は家庭裁判所と共同で波長合わせを行ったプロセスがあるので、大阪府も家庭裁判所の協力のもと波長合わせをしていく必要がある。そういう意味でも(資料1-2)7ページ「受任の活動要件と緩和」の①～⑦の要件について、一定のものにおいては法テラス等を活用し専門職委任し、当初から市民後見人の相当事案として受任されていますので、市町村や事務局社協の方々にも、もう少し心理的なことも含めてハードルが下がるような形でお伝えすることが必要だと思う。

(事務局)

- 法テラスを当初からというのは共同後見みたいなものか。

(委員)

- 大阪府の場合、市民後見人は単独受任が基本。リレーというのは不明確な部分がある場合。端的にここだけが課題と明らかな場合は市民後見人が受任して、業務の一部を専門職に委任して、法テラスを使って解決することもできるということ。

(委員)

- 市民後見人に関して、大阪市はかなり長い年月と経験がある。大阪府下の市町村は受任経験が少ないので、どんな事案が市民後見人の受任にふさわしいかというところで苦慮されている点もあると思う。もっと大阪市から情報共有、意見交換できる場があれば、もっと市民後見人の受任が促進すると思う。

(委員)

- (資料1-2) 6ページ「市民後見人の受任対象の拡大」で保佐、補助を市民後見人の受任の対象とすることは、個人的には以前から必要ではないかと思っていた。成年後見制度利用促進基本計画で診断書の書式改定が行われたが、その趣旨は、これまで後見類型に偏った運用がされてきた状態を是正するため診断書の見直しが行われた。新しい診断書では、後見類型より、保佐・補助類型が増えていくことが想定される。市民後見人の受任相当案件は、(資料1-2) 7ページに一定要件書かれているが、大阪市では本人が何らかの形でコミュニケーションをとれるということが要件になっている。後見類型であり、コミュニケーションが取れる必要があるというのが要件になっている。市民後見人受任相当案件を後見類型に限定したままでは受任が進まない。このままでは市民後見人に受任してもらうために診断書を後見類型で書いてもらうといった本末転倒したようなことが起こりかねない。大阪市が日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討したところ、日常生活自立支援事業の対象者は、成年後見制度の保佐・補助類型の対象と重なる。これまでもご本人の判断能力が低下すれば成年後見制度への移行をいわれているが、現実には日常生活自立支援事業に一旦つながると、判断能力がかなり低下し、コミュニケーションが難しい状態になってから、成年後見制度への移行が検討されている。そうすると日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行する案件があったとしてもコミュニケーションをとるのが難しいため、今のままでは市民後見人の受任対象ではないとなっている。市民後見人の対象を保佐・補助類型に対象を拡大するとともに、日常生活自立支援事業との関係も含めて整理する必要があると思う。

(事務局)

- 今大阪市の場合、市民後見人が受ける要件としてコミュニケーションが一定取れるこ

ととあるという話だったが、府の場合も同じか。

(委員)

- 同じ。

(委員)

- (資料 1-2) 7 ページ「受任と活動要件の緩和」ですが、市社協と市の申立部署とで月一回意見交換をしている。そこで市長申立案件の情報等を交換する。現在は市民後見人事案チェックリストに照らし合わせて、市民後見人受任相当案件で間違えないという案件しか市民後見人を候補者として申立していない。すぐに借金が片付けば、十分市民後見人でも受任できるという事案であっても、現在リレー方式がないため、専門職後見人を後見人候補者としているケースも多い。また年金が少なく、あっという間に財産が 1 千万切るという方でも申立段階で 1 千万超えていれば、専門職後見人を後見人候補者ということになってしまう。リレー方式という選択肢があれば、市民後見人の受任の幅が広がると思う。

(委員)

- 市長申立の検討にあたっては虐待等の困難ケースばかりではない。施設入所、財産処分等、最初の部分で専門的な対応を要する場合がある。年金財産のみで財産ない方とか、生活保護を受給されていてワーカーと関わりがある方等、専門的な対応後は市民後見人が受任できる案件が結構ある。リレー方式という考え方がないため、そういったケースについて、どう進めるか、非常に悩む。リレー方式というのは、市民後見人を市長申立の中で増やしていくという意味では有効であると感じている。先ほど専門職の方からの市民後見人の周知が不十分であるという意見があったように、関わりの中で市民後見人をご存じない専門職の方もいらっしゃる。相談体制を充実させていくことが受任促進について必要である。中核機関という位置づけが大事だと思う。

(委員)

- 本市における成年後見制度の担い手における課題として、他市と同様、日常生活自立支援事業の待機者が多くて、長いことである。また社会福祉事業団が法人後見を行っているが、新たな対象者を受け入れできない課題もある。双方に共通する課題は現状の利用者の状態把握ができていないことがあると思う。今後市民後見人、法人後見や日常生活自立支援事業等のすみわけが必要であると考えている。
- リレー体制の構築も有効ではないかと考えている。(資料 1-2) 5 ページの中でいうと、冒頭で市町村職員によるスクリーニングが必要ということだと思うが、市町村職員によるスクリーニングに一定のスキルが必要であるということと、市町村職員は人事異動があるので、そこでスクリーニングのスキルが流出しないようにマニュアル化等の定着化

する仕組みが必要だと思う。また本市では後見人選任確定まで長期間かかるケースがあり、スクリーニング等の手順が増えることで長期化が問題にならないかと考えている。できる限り仕組みをシンプルにしていく必要がある。

(委員)

- 金銭管理は成年後見制度でもあるのに日常生活自立支援事業だという認識が福祉専門職の間で非常に強い。やっぱりお金の管理が成年後見制度であるべきというところを福祉専門職に知ってもらう必要がある。日常生活自立支援事業を利用するには、本人が事業利用を了解していることが必要である。日常生活自立支援事業を契約できるとなったときに本人の拒否があると、事業利用の説得から関わるため時間がかかり、結局契約した時点でお金がなくて困るといった事例もある。福祉専門職の人が本人に日常生活自立支援事業をきちっと事前に説明しておいてほしい。福祉専門職に対して権利擁護の研修をやっていく必要があると思う。

(委員)

- 市民後見人の受任が難しい問題点についてピックアップし、専門職に委任していく。そうすると市民後見人が受任件数は増えていくと思う。専門職同士でも委任したり、お聞きしたりして、進めていくことがある。

(委員)

- リレー方式をする場合、問題が解決した後に市民後見人へ引き継ぐのではなく、理想論ですが、市民後見人には当初から専門職後見人に一緒に動いてもらって、問題解決をした後に、市民後見人に引き継いでもらいたい。
- 成年後見制度の受任対象ですが、10年以上前から成年後見制度の相談を受けて後見人として活動しているが、以前は高齢者の相談が多かったが、近年は障がいをもつ方の相談が多い。今では、受けている案件の50%は障がいの方である。それは障がいを持つ親が高齢になり、子供の将来を考えて成年後見制度の検討が増えてきたため。親ごと一緒に後見人になったりする場合もある。ご本人が保佐・補助類型の場合、認識はできるし、信頼関係が築けたらとても業務もスムーズにいく。市民後見人の受任相当案件を保佐・補助類型の方にも対象に広げていただきたい。
- 専門職が後見人になっても、一人で対応することは難しい、専門職同士でも様々な人に相談したりする。
- 難しいとは思いますが法人後見でも市民後見人に活躍していただけたらと思う。

(委員)

- 大阪市の検討段階で市民後見人と専門職の複数後見について、検討したことはこれまであったか。

(委員)

- 大阪府の市民後見人の理念で行くと単独受任と無報酬と丁寧な活動なので、原則そこに言及することは原則今の段階ではない。

(委員)

- (資料1-2) 5ページのリレー方式を進めていくべきだと思う。リレーを進めるとなると、①は市町村、現場の職員への周知が必要であるため時間がかかると思うが、②はすでに専門職が受任している案件を進めていくとなれば、すぐにでも始められるものかなと思っている。実際に専門職後見人の方から、本人の生活が安定しているから市民後見人にリレーできないかというご提案を受けている。その方は市民後見人の活動支援に関わられている一人なので市民後見人の活動もよくご存じであり、リレーの検討が十分可能であると思っている。進めていこうとなると、大阪市、堺市、大阪府それぞれ企画会議で、こういう話があり、大阪府成年後見制度利用促進研究会でも提案されていることを報告し、大阪府下として今後進めていきたいと思いますという合意が図れれば、専門職後見人から市民後見人への移行についても一つのモデルケースとして取り組ませてもらうような進め方が可能かどうか御意見いただきたい。

(家庭裁判所)

- 家庭裁判所としても、既に専門職後見人が選任されている案件を市民後見人にリレーするのは望ましい方向性だと考えている。そのような検討については、選任されている専門職後見人や、窓口となっている大阪府社会福祉協議会にリードしていただきたい。そのような方々から市民後見人へのリレーが提案されれば、家庭裁判所においてリレーを検討することは可能だと思われる。ご紹介された件は、専門職後見人が自ら進んで提案をした件であるとのことだが、このように専門職後見人がリレーを提案する件は必ずしも多くはない。リレー相当事案をどのように掘り起こすのが課題であり、例えば、専門職後見人と市町村が連絡を取り合って、何が課題で専門職後見人になったのか、それが今の課題の解決状況がどうなのかということ共有する必要がある。既に専門職後見人が受任されている案件について、市民後見人へのリレーに適するかを随時チェックする体制を整えていっていただきたい。

(委員)

- 大阪市の方でリレー方式のスキームを家庭裁判所、3土会と共有して作っている。すでに専門職等が受任されている案件に係るリレー方式の場合、市民後見人という言葉だけを知っているだけでは不十分であり、市民後見人の支援をした専門職からのリレー事案で本当に市民後見人が安心して引き継げる事案であることが必要である。お金が取れなくなった等の理由により下請けのように、市民後見人が使われないようにしなければなら

ない。市民後見人が誇りをもって継続的に活動していくためには、市民後見人相当事案かを丁寧に職能団体で専門職後見人とよく話し合い、相当事案であると判断する必要がある。そして家庭裁判所と相当事案という認識はあるけども妥当かを確認する。大阪市ではスキームに載せてマッチングするという共通の意識をもっている。スキームなしに、受任調整会議に出てしてはいけないと思う。スキームを整えながらモデルをやってもらう。もうちょっと丁寧な検討が必要だと思う。

(事務局)

- 受任調整の関係で他に何かあるか。

(委員)

- (資料1-2)の7ページ「受任と活動要件と緩和」の見直し案が書いてあるが、②は専門職委任等でいけると思う。⑦は家庭裁判所がどう考えるかが大きいと思う。③については、多くても月々2000~3000円ぐらいなので、報酬助成に該当する被後見人が実際にそんなにないと思う。④は居所に関係なく活動を可能とすることについては、利便性を考えると、特に車を使う方であれば、近い場合もあるが、各市町村が実施主体となり、養成や活動支援をしているので、難しい面もあると思う。

(委員)

- 後見事務費の件ですが市の方から今年度から補助していただいております、今市民後見人の受任ケースが5件ある。そのうちの1件がこれにあたる。毎月市民後見人の交通費を補助金から出している。補助金がなかったら後見事務費を請求されないのが改善することは必要と思う。

(委員)

- 繰り返しになるが、専門職後見人が受任している案件について、今落ち着いているから市民後見人相当事案とあって、(資料1-2)5ページ②に書いてあるリレー方式を検討されている場合は、市民後見人を増やすということが先に立つのではなく、被後見人本人がそれを望んで一番に考えて進めていくべきだと思う。専門職後見人の下請けに絶対ならないよう、被後見人の立場に立って進めてもらいたいと思う。毎月、毎週あっている方で、今は落ち着いていて、こちらが費用持ち出しの方もいるけど、落ち着いているからといって、市民後見人にリレーを考えているケースは一つもないことをご理解いただきたい。

③ その他検討事項

(資料1-1「第2回大阪府成年後見制度利用促進研究会」(P.5)について事務局より説明)

(資料1-2「中核機関の機能④成年後見制度利用促進機能(人材育成)について 検討のポイント」P.8からP.9について事務局より説明)

(委員)

- 社会福祉協議会が法人後見をすることは、色々な実績やルールに基づいていると思う。しかし社会福祉法人がいろいろな事業を展開されている地域の中で、社会貢献の一環で法人後見をする場合、利益相反の関係を含め、できれば大阪府等の公のところが一定の考え方の整理等を提示することが望ましいと思う。

(委員)

- 補助内容の見直しと成果指標の導入については、行政としては非常に心苦しいところである。成年後見制度利用促進法ができたのがH28.5で、成年後見制度自体がまだまだ浸透していない。権利擁護を進めていくということではまだまだ準備段階だと思う。私は地域福祉を担当しているが、計画関係で成果指標というのがでてくるが、成果指標が本当に妥当かというのがある。結果も本当に大切だが、体制整備の準備段階というところを考えるとプロセス指標みたいなこういった活動をやっていくっていうところを出して、新たな展開をいろいろやって、制度の浸透を図っていくべきではないかと思う。それで財政局が納得するかっていうところはあるが、プロセス指標も必要だと思う。

2. 中核機関の機能③相談機能

○相談機能の体制づくり

(資料2「中核機関の機能③相談機能について」P.1からP.5について事務局より説明)

(委員)

- 参考資料3ですが、大阪府に各市町村から専門職派遣の依頼があった場合に、どのような形で派遣すると、成年後見制度の必要な方が成年後見制度に結びつくかといったイメージ図です。地域には地域包括支援センター等の相談窓口がある。地域包括支援センターの方々は成年後見制度がどういった制度か、どういったことをしてくれるのかについて理解はかなり進んでいると思う。しかし具体的にご本人にどのような支援が必要か、それが本当に成年後見制度なのかまだ整理されていない。そのため話がそこで止まってしまっている。そういうときに、専門職がご本人の所に行って、ご本人を支援する方々とケア会議をするイメージ図になっている。ご本人とケアマネジャー、ご本人と御親族といったような小さなチームが組まれた場合にも派遣される。専門職が派遣された場合、消費者被害や詐欺被害等の課題が発見できるかもしれないし、どんな支援につなげていくべきかアドバイスできる。スムーズに専門職が派遣されるための体制は、週ごとに当番の専門職を決めておき、ご依頼があった場合はすぐにケア会議に行ける体制にする。そうすることで、地域包括支援センター等の相談窓口が、当番表を基にだれに相談したらいいのか、分かり

やすくなる。

(事務局)

- (資料2)2ページの中に位置づけるとしたら、専門職派遣は中核機関に対する支援ということか

(委員)

- 中核機関が整備されれば、中核機関に派遣要請があった場合派遣されていくことになると思うが、今大阪府下では中核機関が整備されていない市町村が多いため、今のところは、(資料2)2ページの①②③のところに派遣し、専門職派遣をしていくうちに相談窓口の対応力が上がっていくと考える。

(事務局)

- (資料2)2ページの②③④それぞれの機関にアドバイス機能の体制を取ってはどうかといった話と理解してよろしいか。

(委員)

- そうです

(委員)

- 各ブロックから専門職派遣の依頼があった場合、大阪府下全域で人力的な問題等をどのように考えているか教えてほしい。

(委員)

- 前提としてケア会議に派遣されるのであって直接受任をイメージしていない。ご本人にどんな課題があって、それを解決するためにどうするのが最適なのか等について、法的あるいは社会福祉的な観点からアドバイスをするのが相談員の役割と考えている。

(委員)

- 成年後見制度に結びつけるわけではないとすると相談案件は成年後見制度につなげる場合と比べてもっと増える。相談案件がどんどん増えても、大阪府下全域で専門職派遣することは人力的に可能なのか。

(委員)

- 参考資料3のイメージ図のベースになっているのが市民後見人の専門相談の体制である。まだ20市町村で体制整備が整っていないが、全市町村が体制整備されるという前提で配置している。今市民後見人の相談というのが来所相談だが、場合によってはご自宅、病

院に派遣されていくというイメージは持っている。相談が増えてきたらうれしい悲鳴だが、実情は大阪市も③の地域包括支援センターや基幹相談支援センター等（大阪市は区役所の窓口）が受け付けて、④の中核機関に派遣要請をして派遣されるという仕組みになっているが③が④につなげていかイメージ湧かず③で止めてしまっている。またもっと専門職派遣の依頼を増やすためには①の相談者に成年後見制度をもっと身近に感じてもらうことと、②の相談受付の方に専門職派遣の周知を徹底することが必要である。そのため現実的に専門職派遣が飛ぶように増える可能性は低いと考える。もし専門職派遣が増えても、派遣を重ねるごとに②③が力をつけるので専門職が現場にいて、助言や支援をせずともおそらく②③でおおむねのところは解決することができる。⑥の市民後見人も含む後見人への相談支援も必要である。今後家庭裁判所の方針で親族後見人が増えていくとなったときに、介護・福祉・医療でのチームはうまくいっているが、親族後見人が新チーム、地域で孤立することが増えると考えられる。専門職派遣を最初は①②③に向けてやっていく。そして②③が力をつけていくと専門職派遣回数も減っていく。⑥の中の市民後見人への支援は既にやっており今の体制で大丈夫であり、親族後見人をどう支援していくか、おそらくこれは府下で一か所ではなく、親族後見人が駆け込みやすいところ、現場の人たちからこの親族後見人と話が通じないというところで身近なところに派遣されていくというところにシフトしていくというようなところを我々としてはイメージしている。簡単にうまいこといくとは思っていないが、なんらかを始めないといけないというふうに考えている。

以上